

八代市立
泉小学校・泉中学校
「いじめ防止基本方針」

平成26年5月策定

平成30年9月改定

【 目 次 】

- 1 本校のいじめ防止基本方針について
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1) いじめのとらえ方
 - (2) いじめの未然防止について
 - (3) いじめの早期発見について
 - (4) いじめへの対処について
 - (5) 家庭や地域住民との連携について
 - (6) 生徒会との連携について
 - (7) 関係機関との連携について
- 3 本校におけるいじめ等の実態
 - (1) いじめの認知件数
 - (2) 不登校生徒数の推移
 - (3) いじめ問題等の実態
 - (4) 学校評価より
- 4 本校におけるいじめの防止等のための取組
 - (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - (2) いじめの未然防止のための取組
 - (3) いじめの早期発見のための取組
 - (4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画
 - (5) 学校におけるいじめへの対処
 - (6) いじめへの対処の流れ
 - (7) いじめの防止等への取組の評価
- 5 重大事態への対処
- 6 基本方針の見直し及び公表

1 本校のいじめ防止基本方針について

八代市立泉小学校・泉中学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

また、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して実施する。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめのとらえ方

(定義) 法第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意する。

- いじめられた児童生徒の立場に立って考えること。
- 本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- いじめの認知や対応は、複数で行うこと。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該児童生徒が関わっている仲間、集団等を指すこと。
- 外見的にはけんかのように見えること、あるいは、一緒に遊んでいるように見えることでも、いじめの要素が潜んでいる可能性があること。
- いじめを受けた児童生徒が、心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った児童生徒には適切な対応が必要であること。
- 好意から行った行為によって相手の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合は、十分配慮したうえで対応する必要があること。

(2) いじめの未然防止について

「暴力を伴わないいじめ」は、目につきにくく表面化しにくいのが、ほとんどすべての児童生徒が加害者にも被害者にもなりうるものであることを認識する。

よって、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、「いじめ心（人をいじめたい心）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服する力」の育成を図ったり、「いじめは決して許されない、いじめを乗り越えようとする心を高め合うことが大切である」ことの理解を促したりして、いじめを許さないための未然防止の取組を学校、家庭、地域社会で行うことが大切である。

また、未然防止の基本として、児童生徒が、コミュニケーション能力を育み、規範意識を身に付け主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを心がける。そして、児童生徒の居場所づくり、絆づくりをキーワードとして授業づくり、学校づくりに努める。

加えて、一人一人の人権が尊重される人間関係・学校風土をつくり、生徒の自己有用感を育む取組を進める。さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(3) いじめの早期発見について

いじめは、大人が気付きにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候でも早い段階から組織的に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりせず積極的に認知することに努める。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や信号を見逃さぬようアンテナを高く保つようにする。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談場所の確保等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(4) いじめへの対処について

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導に当たる。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。また、その在り方については「八代市学校いじめ対応マニュアル」を参考とする。

(5) 家庭や地域住民との連携について

地域全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域との連携が必要である。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(6) 児童会・生徒会との連携について

児童生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるような働きかけが大切である。そのために、すべての児童生徒がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかチェックするとともに、陰で支える役割に徹するようにする。

(7) 関係機関との連携について

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、関係機関の担当者との連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取るようにする。

3 本校におけるいじめ等の実態

(1) いじめの認知件数

	小1		小2		小3		小4		小5		小6	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
27年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
28年度	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
29年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中1				中2				中3			
	男		女		男		女		男		女	
25年度	0		0		0		0		0		1	
26年度	0		0		0		1		0		0	
27年度	0		0		0		0		0		1	
28年度	0		0		0		0		0		0	
29年度	0		0		0		0		0		0	

(2) 不登校生徒数の推移

	小1		小2		小3		小4		小5		小6		合計	発生率 (不登校生÷全校児童)
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
27年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中1				中2				中3				合計	発生率 (不登校生÷全校生徒)
	男		女		男		女		男		女			
25年度	0		0		0		0		0		0		0	0
26年度	0		0		0		0		0		1		1	2.6%
27年度	0		0		0		0		0		0		0	0
28年度	0		0		0		0		0		2		2	4.9%
29年度	0		0		0		0		0		0		0	0

(3) いじめ問題等の実態

(小学生)

本校は、平成26年度に泉第一小、泉第二小、泉第三小が統合し設立された。それ故、統合直後の人間関係が心配された。又、少人数故に人間関係が固定化されやすく、友達間の固定観念がしやすい。また、「親しい間柄」＝「何でも分かり合えている」という誤解や思い込みが生じ、相手の気持ちを思いやろうとしなかったり、自分の思いを友だちに言葉で伝えることを面倒に感じたりすることがある。平成26年度に3件、27年度に1件、女子の友達関係に問題が見られたが、全職員で協議し、共通実践を行い、いじめの解消が図られた。現在、学校生活アンケートや教育相談を定期的に行う等継続的に取り組み、深刻ないじめにつながる事案は発生していない。

平成28年度は1件、保護者より相談があり、夏季休業中にスクールバス内において元気の良い男児3名が自己主張が苦手な男児をいじめていることが分かった。各担任が事情聴取を行い、学校全体で共通理解、対応の協議をした。そして、個別に指導をすると共に生徒指導担当から該当児童へ向けての指導及び和解を行った。その後も継続して、該当者間の交友状況を観察し、解決に至った。平成29年度は、2年生の友達間で「いじめが続いている」と回答した児童が2名いたが、教育相談で担任が話を聞いた時、「(その時限りで) 続いている」と返答したので、いじめとは認知しなかった。

(中学生)

平成24年度に1件、女子の友達関係の変化から疎外感を感じているという調査結果のもと、校内委員会を中心に取り組んだ。平成25年度に1件、ラインでのやりとりがきっかけでクラスの中で疎外感を感じたため、いじめ事象として報告し、関係機関と連携を図りながら定期的に面談を行う等継続して取り組んだ。深刻ないじめにつながるような事案は発生していないが、平成26・27年度に1件、男子生徒からいやなことを言われることがあるという女子生徒が「心のアンケート」調査結果からわかり、組織で対応し、解決を図った。平成28年度は2件「心のアンケート」調査結果及び「教育相談」から疎外感を感じている生徒がいることわかり、担任を中心に学年、学校組織として定期的に面談をするなどして対応し、解決を図った。平成29年度は、「心のアンケート」調査で「いまの学年でいじめられた」と回答した生徒が数名いたが、「いまも続いている」と回答した生徒はいなく、いじめ事案と認知することはなかった。

(4) 学校評価より

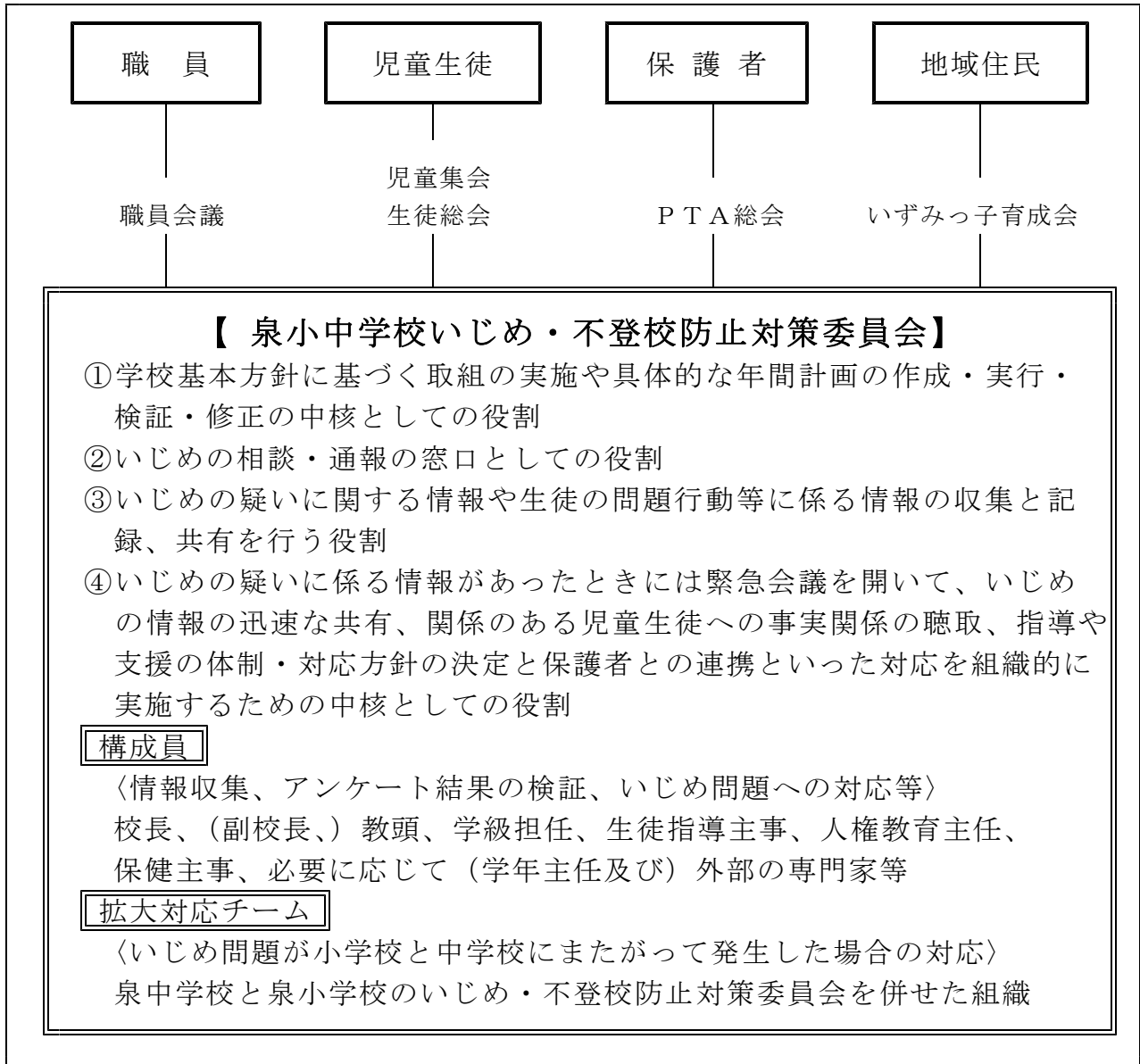
「愛の1, 2, 3運動プラス1の取組」の確実な実施、いじめ・不登校防止対策委員会、特別支援教育推進委員会、生徒指導委員会、人権教育推進委員会等の校内委員会を通じて全職員で全児童生徒を見守る体制が整っており、職員の意識及び評価は高い。保護者評価もおおむね高い評価が出ている。

学校評議員会等に於いて学校評議員には地域から見た評価をいただくが、いじめの出現もほとんどないという評価をいただいている。しかし、「あいさつの声をもっと大きくすべき」「きまりやマナーを守るべき」というご意見をい

ただくことがあるので、あいさつ運動の推進やきまりやマナーの徹底など継続的な働きかけや指導が必要である。

4 本校におけるいじめの防止等のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織



(2) いじめの未然防止のための取組

ア 心の居場所づくり(魅力ある学級づくり)

本校では、どの子どもも安心して学習・生活できる環境としての魅力ある学級づくりを最大の課題として力を入れていきたい。限られた少数の人間関係が9年間続くので、コミュニケーション能力を高め、人間関係を豊かにする工夫を学級経営の中に盛り込んでいくことが求められる。

実態把握の仕方としては、Q-U(楽しい学校生活を送るためのアンケート)を5月と11月に実施するとともに、学校生活アンケートや教育相談を定期的

に位置付け、子どもの状況の把握に努める。また、効果的な手法として、構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングなどを計画的に取り入れていきたい。

イ わかる授業づくり

学校生活が安定し、充実したものになれば、いじめは起こりにくくなる。そのためには、学校生活の中心と言える授業が魅力的で、どの子も活躍できる場となっていることが大切である。

本校では、学習規律を徹底し、毎時間の学習のめあてを明確にし、終末には学びの振り返りを位置付け、わかる授業づくりをめざしたい。その他のポイントとしては、目標と指導と評価が一体化していること、子どもが考えたくなる発問をしていること、支え合いのある学習形態になっていること、個人でじっくり考える場や伝え合う場の設定を通して子ども同士の考えをつないでいくこと等があげられる。

ウ 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こるいじめに対し、道徳の授業が大きな力を発揮すると考える。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、させない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切である。

子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての気高さや心遣い、優しさ等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。

道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、「つなぐ」「私たちの道徳」や「熊本の心」などを年間計画に位置付け、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱っていきたい。

エ 自己有用感を育む児童会・生徒会活動の充実

子どもが、自分たちの問題としていじめの未然防止に取り組めるよう、児童生徒自身の活動を支援し、児童生徒主体の委員会の設置など児童生徒が相互にサポートし合う仕組みづくりに努め、児童会・生徒会活動の取組を充実させる必要がある。

また、児童会又は生徒会を引っ張るリーダーの育成に努めるとともに、児童会及び生徒会によるいじめ防止宣言や小中交流活動の企画・運営など自主的な活動を支援し、自己有用感を育てていきたい。

オ 小中一貫教育校としての取組

施設一体型小中一貫教育校としてのよさを生かし、異年齢交流活動を教育課程に位置付け、上級生に対する感謝の心やあこがれの気持ち、下級生のお世話をすることで得られる自己有用感などを体得させる場づくりに努めたい。そして、学校のきまり（泉小）や生徒指導のきまり（泉中）を徹底させることで、法やルールを守る心や自他のプライバシーを大事にする心を育てたい。

また、小中それぞれの教職員が、9年間を見通した指導を行うことで、たく

さんの目で子どもを肯定的に見て、一人一人のよさを引き出していくことができる。さらに人権集会、縦割り班掃除など、小中連携した取組を充実させることで、児童生徒が安心して学校生活を送れるようにする。さらに、いじめを許さない雰囲気づくりの醸成に努めたい。

カ 豊かな体験活動の充実

子どもたちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していくものである。しかしながら、子どもたちは、福祉体験やボランティア体験、就業体験等の生きた社会とのかかわりが少ないため、意識的に発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れることが求められる。

本校では、泉町の教育環境を最大限生かし、豊かな自然とのふれあい体験、伝統文化にふれ、それを大切に継承しようとする体験、お茶摘みを通し、地域の産業を理解する体験など、ふるさとに誇りをもち、地域に感謝する子どもを育成するための豊かな体験活動を教育課程に位置付ける。

キ 校内研修の取組

テーマ研修や人権教育研修をはじめ、その他の研修においても、児童生徒理解を中心にすえ、子どもの思いや悩みに気づく感性を持ち、一人一人のよさや可能性を引き出す力を持った教師であることを目指す。

また、いじめの未然防止等に関する特設の研修も年間計画に位置付ける。なお、その際、ロールプレイなどの手法を用い、教師のカウンセリング・マインドを高める研修を工夫する。

ク 生徒指導充実月間の取組

新年度は、児童生徒にとって生活環境や人間関係に変化が見られる時期であり、学校生活に対する不安も増大することが予想される。このような不安を抱える児童生徒を早期に発見し、年度当初において望ましい学級集団の土台づくりを行い、教師と児童生徒及び児童生徒同士のよりよい人間関係の構築を図るため、4月に「生徒指導充実月間」を設定し、特に、中学1年生の教育相談の充実と小中一貫教育校の特色を生かして生徒に関する情報交換を実施する。

また、夏季休業が終わり新たに2学期が始まる頃に、様々な理由で精神的に不安定になる児童生徒の出現が予想されることから、家庭とも連携し、命の大切さについて考える機会として、夏季休業の最後の週から9月3週目までを「命を守る月間」として設定し、家庭訪問や全学年特設の教育相談、実態調査、校長講話などを実施する。

ケ 「命を大切にできる心」を育む指導プログラムの活用

命を大切にできる心を育む4つの視点（自尊感情、共生、自己実現、生命の社会的・客観的認知）に基づき、昨年度の指導プログラムを修正し、児童生徒の実態に応じた指導ユニットを再構成し、指導の充実を図る。

(3) いじめの早期発見のための取組

ア 定期的なアンケート及び教育相談、児童生徒理解の日（情報交換）の実施

Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を5月と11月に実施するとともに、県による心のアンケートを12月に実施し、定期的に（隔月で）学校生活アンケート及び教育相談を位置付け、子どもの状況の把握に努める。

また、毎週金曜日の朝の時間は、児童生徒理解の日とし、各学部全職員で気になる児童生徒の状況について情報交換し、積極的にいじめを認知し、実態把握や適切に対応することを肯定的に捉え、共通実践を心がける。

なお、いじめ・不登校防止推進委員会、生徒指導推進委員会等を定期的に開催し、情報把握の遅れがないようにする。

さらに、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合も、その結果を児童生徒や保護者に公表し、検証するようにする。

イ 校内相談窓口の設定と周知

定期的な教育相談のほか、いつでも誰にでも相談できる体制を整え、児童生徒が安心して相談できる場所を確保する。

ウ 電話相談窓口等の周知

市教委のやつしろ子ども支援相談室、県教委の子どもいじめ相談電話、警察署の肥後っ子テレフォンなど、電話相談窓口の一覧表やしおりを児童生徒へ配付し、学校へ相談できない場合の窓口を周知する。

エ 特別支援教育の視点から

特別な支援を必要とする児童生徒がいじめの対象とならないよう、日常的に観察に注意を払い、支援の教育的意義を全児童生徒に理解させるように努めるとともに、障がいのある児童生徒が、必要な支援を受けながら自分らしく生きる力を育めるように努める。

オ 日々の観察

学級での朝の会や帰りの会で、嫌だったことや友だちの頑張っている様子等の発表など、児童生徒の小さな気付きを見逃さない即時対応に心がけ、認め、ほめ、励ます指導を徹底する。

(4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画

(小学校)

	学校行事	道 徳	人権学習	学級活動
4月	生徒指導充実月間 始業式、入学式 家庭訪問、教育相談	不思議なぼくの気持ち 2-(2)		新しい学年になって
5月	お見知り遠足 運動会	いやだったこと 1-(3) 友だち屋 2-(3)	水俣からのメッセージ 3-(2)	楽しく遊ぶには
6月	いずみ学園交流学习 教育相談	どうしたらいいのかな 2-(2) フィンガーボール 2-(2)	※中学校区レポート研究会	人権学習を通して
7月	終業式	いなかの子だから 2-(3) 雨-星野富弘 2-(3)	リレーきょうそう 2-(3)	夏休みの生活について
8月			※現地研修会・人権同和教育研究集会等	
9月	命を守る月間 始業式 教育相談	よりみち 1-(3) くずれ落ちたダンボール箱 2-(2)		2学期になって
10月		はしのうえのおおかみ 2-(2) ぼくにできること 2-(2)	わたしは強く生きる 4-(2)	話し合い活動を通して
11月	いずみ学園交流学习 教育相談	どっちーぬくん 2-(3) 「わたし」 2-(3)		学級の問題を考えよう
12月	終業式	さるとかに 1-(3) くやしかったこと 1-(3)	人の世に熱あれ、人間に光あれ 2-(3)	人権学習を通して
1月	始業式 教育相談	二わのことり 2-(3) さとしの心 2-(3)		新しい年の目標に向かって
2月		エイズとわたしたち 3-(1)		性教育を通して
3月	卒業式 修了式	ぼく、よびにいつてくる 1-(3)		1年間をふり返って

(小学校)

	総合的な学習の時間	児童会活動(運営委員会)	校内研修・評価	保護者や地域住民との連携
4月	地域学習「いずみ学」 学習の年間計画	常時活動 年間計画作成	全職員による児童理解	新学年を迎えて P T A総会 学校便り
5月		常時活動 月のふり返り		学校便り いずみお茶まつり
6月		常時活動 ふり返り 生徒総会と関連した 話し合い		P T A奉仕作業 学校便り
7月	「いずみ学」学期の まとめ	常時活動 月のふり返り 地区児童会	地区学習会への参加	授業参観・学年P T A 夏休みのくらし 学校便り
8月				P T A親子愛校作業
9月	「いずみ学」2学期 の学習について	常時活動 月のふり返り 健康集会		学校便り
10月		常時活動 月のふり返り 読書集会		学校便り
11月		常時活動 月のふり返り	人権学習の計画と 児童理解	泉町文化まつり 学校便り
12月	「いずみ学」学期の まとめ	常時活動 月のふり返り 地区児童会		授業参観・学年P T A 冬休みのくらし 学校便り
1月	「いずみ学」3学期 の学習について どんどや	常時活動 月のふり返り 給食集会		どんどや 学校便り
2月		常時活動 月のふり返り		学校便り P T A総会
3月	「いずみ学」年間ま とめ	常時活動 月のふり返り 1年間のふり返り		学校便り

(中学校)

	学校行事	道徳	人権学習	学活
4月	生徒指導充実月間	「仲間づくり」 友情・信頼	仲間づくり(学級の課題より)	自分を知る・友達を知る①
5月	アンケートQ-U	「私は負けない」 真理愛、真実の追究、 理想の実現	運動会への取組	SST①自己紹介 あいさつ やさしい頼み方
6月	<u>心のきずなを深める</u> <u>月間</u>	「正義ってなに」 正義、公正公平、 差別・偏見の克服	人権集会(講話等)	人権学習
7月		「花に寄せて」 生命の尊重	「夕焼けが美しい」	SST②上手な聴き方 あたたかい言葉かけ 上手な断り方
8月			人権に関する作品への取組	
9月	命を守る月間 教育相談	「美子のたたかい」 真理愛、真実の追究 理想の実現	「美子のたたかい」	自分を知る・友達を知る①
10月		「班でのできごと」 正しい異性理解と人 格の尊重	教科書無償へのたたかい 「中世の文化と差別 された人々」	SST③仲間の入り方 仲間の誘い方 トラブル解決策を考える
11月	アンケートQ-U	「人として輝く生き 方を」正義、 公正公平、差別・偏 見の克服	文化祭への取組 「人として輝く生き方」	文化祭への取組 人権学習
12月	心のアンケート(県)	「部落解放運動の歴 史」真理愛、真実の 追究、理想の実現	人権週間への取組 (いいとこさがし、人 権学習のまとめ発表等) 部落解放運動の歴史	SST④上手な質問の仕方 きちんと誤る はっきり伝える
1月	教育相談	「汚染一揆」 正義、公正公平 差別・偏見の克服	仕事の誇り 「汚染一揆」	人権学習
2月		「花によせて」 生命の尊重		SST⑤上手な断り方 気持ちの共感する 怒りをコントロールする
3月		「胸をはっていき たい」正義、公正公平 差別・偏見の克服	「胸をはって生きて いきたい」	性教育

(中学校)

	総合的な学習の時間	生徒会活動(生活委員会)	校内研修・評価	保護者や地域住民との連携
4月			全職員による生徒理解	P T A総会 子どもを見守る組織作り 地域：安全を見守る組織作り
5月		体育大会 親睦遠足	研究主題設定における 生徒の実態調査	運動会の取組 親子技巧走 あいさつ運動
6月	高校調べ ・自己を見つめる	生徒総会	中学校区レポート研修 会への参加	あいさつ運動 P T A奉仕作業
7月	職場体験 ・自分を見つめる		夏期現地研修会への参 加	授業参観学年P T A あいさつ運動 P T A新聞発行 親子料理教室
8月			ゲートキーパー研修	親子愛校作業 親子工芸教室 親子陶芸教室
9月				あいさつ運動
10月	写生大会 ・ふるさとの自然の 美しさにふれよう		Fブロック授業研究会 への参加	あいさつ運動
11月	文化祭に向けて ・自己を表現する ・互いを認め合う	文化祭 人権標語の募集	人権月間に向けての取 組	あいさつ運動 文化祭に向けて 椎茸柵木伐採協力
12月		いじめ防止宣言		P T A新聞発行 授業参観学年P T A
1月	どんどや ・地域の伝統行事に ふれる	どんどや		どんどや協力
2月	椎茸駒打ち ・地域の産業にふれ る		県学力調査結果の分析	椎茸駒打ち協力 P T A年次総会 学年P T A
3月			人権教育実践発表会 全職員による生徒理解	P T A新聞発行 卒業式協力

(5) 学校におけるいじめへの対処

ア いじめられた児童生徒又は保護者への支援

いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はせず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児

児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるような環境の確保を図る。

イ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安全・安心、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

また、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

ウ 周囲の生徒への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえば、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

エ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

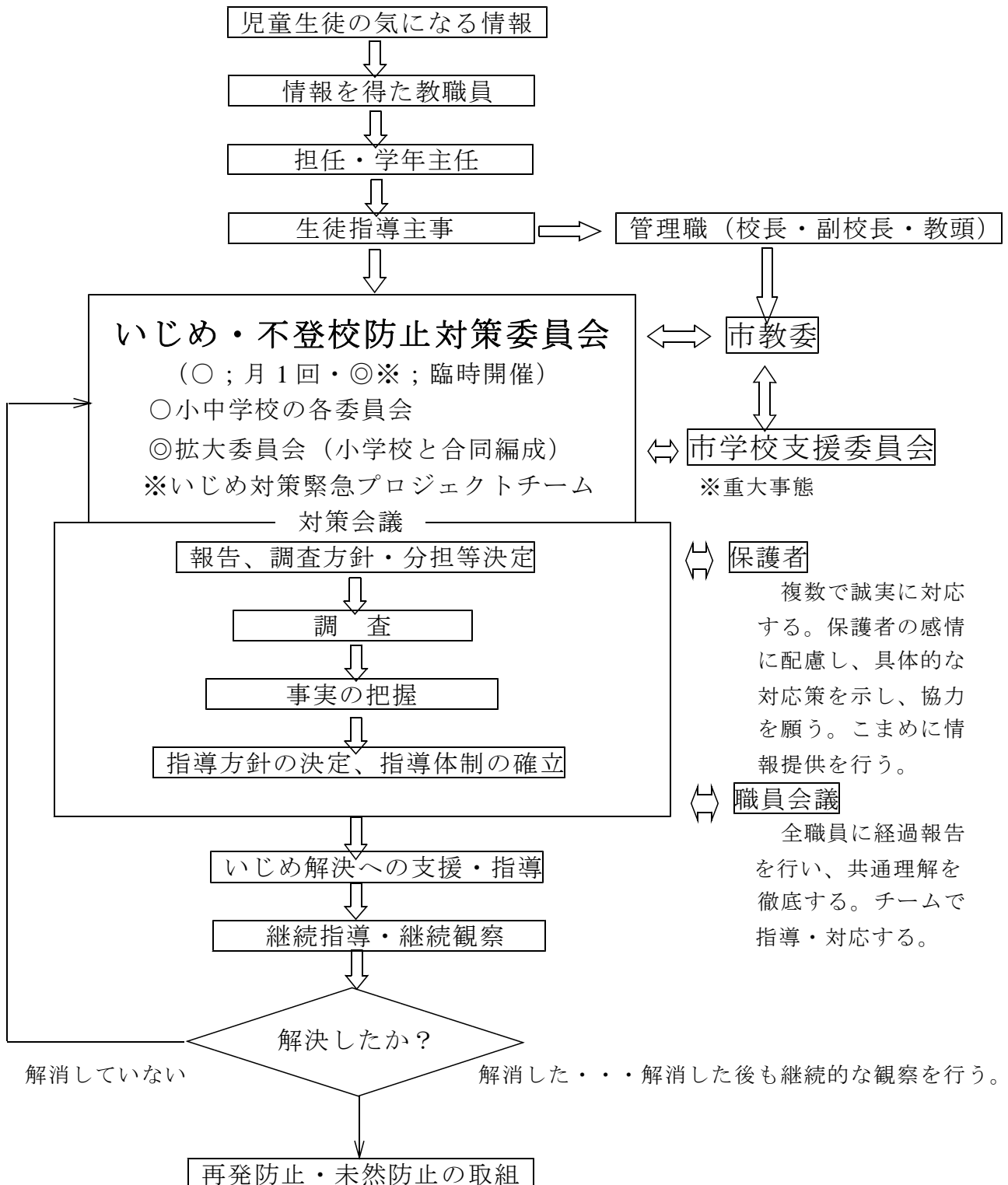
L I N E等のSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、教育活動全体で情報モラル教育を進めるとともに、「くまもと携

携帯電話・スマートフォンの利用5か条」の保護者への周知、「泉小中版メディア使用の約束」を保護者と交わすなど、保護者に対する啓発を推進する。

オ 時系列での記録

一連の対応に当たっては、時系列に沿って記録をきちんと取り、継続的にまとめることによって、事実をきちんと把握するだけでなく、誤解や意見の行き違いが無いように努める。

(6) いじめ問題対処の流れ



(7) いじめの防止等への取組の評価について

P D C A サイクルの考え方に従い、取組内容等の見直しのための評価アンケートを実施する。教職員及び児童生徒については各学期ごと、保護者及び学校評議員については、年度の終わりに実施し、その結果を踏まえて、その期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

(重大事態) 法第28条より※抜粋

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態の報告及び調査主体

重大事態が発生した場合は、学校や市教育委員会だけでなく、市全体で対処することになるため、重大事態が発生した場合、市教育委員会へ事態発生について報告する。

また、調査の主体がどこになるかについては、市教育委員会の判断を得る。

(3) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ情報を適切に提供する。

その際は、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはしない。

得られたアンケート結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち対象の児童生徒や保護者に説明する等の措置を講じる。

(4) 市教育委員会への報告

学校は、調査結果を市教育委員会を通じて市長に報告する。いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果に添えて報告する。

(5) 調査結果を踏まえた必要な措置

学校は、得られた調査結果より、いじめられた児童生徒やその保護者等への配慮のもと、「八代市学校いじめ対応マニュアル」を参考にしながら、重大事態の対処を行う。

6 基本方針の見直し及び公表

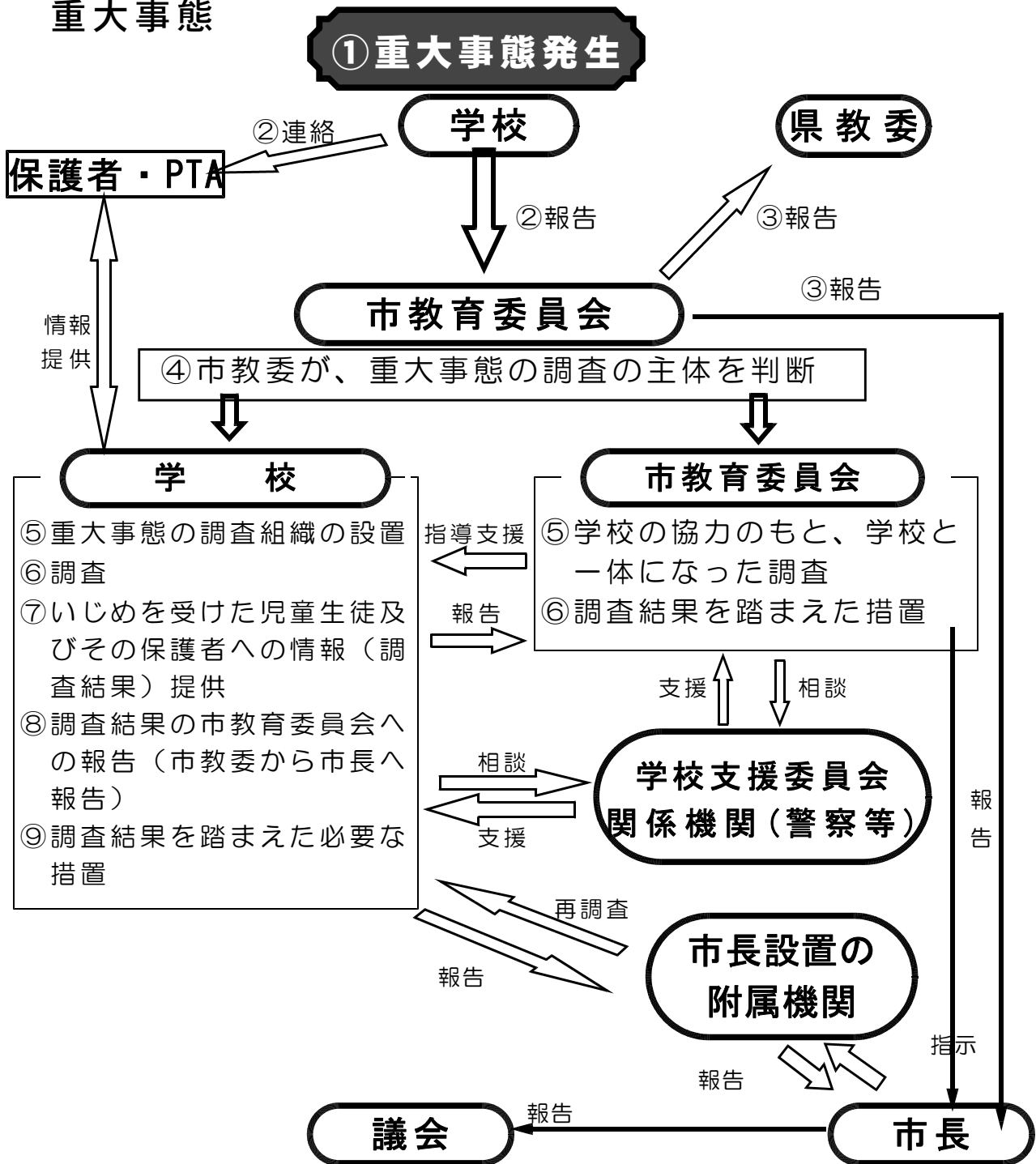
国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。」とし、平成28年3月、「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」の通知文等が出された。

熊本県でも、平成28年2月、「熊本県いじめ防止基本方針」の改定がなされ、いくつかの変更がなされ、「八代市いじめ防止基本方針」にも反映されている。

本校としても、いじめの防止等に関する市の施策や、重大事態への対処等、学校の基本方針が適切に機能しているかどうかについて、定期的に点検を行い、必要に応じて見直し及び公表を行う等、必要な措置を講じるものとする。

* 重大事態への対処マニュアル

重大事態



○ 重大事態の調査組織（いじめ対策緊急プロジェクトチーム）は、小中合同で編制するとともに、SC、SSW、泉駐在所、医療関係者、人権擁護委員、弁護士等、市教育委員会と相談の上、半数以上が外部関係者となるよう配慮し、主査も外部関係者を充当する。